

「私たちの“地域クラブ活動”フェス 2026」 募集要項

1. 開催概要

部活動の地域展開に関する取組の普及・啓発の一環として、「私たちの“地域クラブ活動”フェス 2026」（略称：ちいかつフェス。以下、「本企画」という。）を開催する。本企画では、部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動について、その魅力が伝わるショート動画を地方公共団体から募集し、優れた取組を表彰する。また、応募動画をスポーツ庁や各地方公共団体の公式 SNS 等で発信することにより、部活動の地域展開の全国的な実施に向けた機運醸成を図る。

2. 募集作品

地域クラブ活動の魅力が伝わる、30 秒～3 分以内のショート動画

※詳細は 7. 動画作成要件を確認のこと。

※地域クラブ活動について、地方公共団体による認定の有無は問わない。

3. 応募対象

（1）応募主体

地方公共団体（都道府県、市区町村等）

※地域クラブ活動の運営団体・実施主体や、学校、個人からの応募は不可。

※動画作成に当たっての企画・撮影・編集・各種調整等を、地方公共団体以外の主体が行うことは妨げない。

（2）応募本数

1 自治体につき 5 本まで

※ただし、各賞を授賞するのは、1 自治体につき 1 本までとする。

※本企画に応募できるのは 5 本までだが、それ以上の本数の動画を作成し、それらを各地方公共団体の公式 SNS（Instagram や YouTube 等を指す。以下同じ。）で投稿することやホームページ（以下、「HP」という。）に掲載することは妨げない。

4. 応募方法

（1）提出物

- ・ 動画データ（30 秒～3 分以内）
- ・ 応募フォームへの必要事項の記入（動画の概要を含む）

(2) 提出方法

動画データを、応募フォームからアップロードすること。

- ・ 提出先：<https://form.run/@chiikatsufes2026>
- ・ ファイル形式：MP4 または MOV
- ・ ファイル名：自治体名及び地域クラブ名（団体名または活動名）を含めること
（例：〇〇市_サッカークラブ.mp4）

※詳細は応募フォームを確認のこと。

(3) SNS 投稿、HP 掲載

本企画への応募に当たっての必須要件ではないが、上記（2）に加え、応募動画を各地方公共団体の公式 SNS で投稿、ならびに、HP へ掲載することを推奨する。特に、6（1）に記載のとおり、公式 SNS での投稿は加点対象となる。

SNS で投稿する際は、次の事項に御協力いただきたい。

- ・ ハッシュタグ：「#私たちの地域クラブ活動」「#ちいかつフェス」「#部活動の地域展開」
「#（応募自治体名）」
- ・ タグ付け：スポーツ庁公式 SNS アカウント
Instagram：@japansportsagency
YouTube：@スポーツ庁
X：@sports_JSA
Facebook：@スポーツ庁

5. 応募締切

2026 年 11 月 30 日（月）正午

※締切までに、応募フォームから動画をアップロードすること（締切を超過したものは受け付けない）。

6. 選考・表彰

(1) 審査基準

審査では、動画の編集技術そのものではなく、主として以下の観点进行评估する。

- ・ 生徒の言葉で「新たな価値」などが伝えられているか（※）
- ・ 取組の特徴が表現されているか
- ・ 分かりやすい内容となっているか

また、各地方公共団体の公式 SNS での投稿や、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていれば、加点する。

※「新たな価値」については、部活動改革に関する新たなガイドライン（令和 7 年 12 月）の 7 頁を参照。

〈リンク〉https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf

なお、本ガイドラインで示す「新たな価値」は例であり、それ以外にも部活動の地域展開によって生徒にもたらされた価値が表現されていれば、評価対象となる。

(2) 表彰区分

「スポーツ庁長官賞」 1 点

「自治体特別賞」 1 点

「優秀賞」 3 点程度

「奨励賞」 ※点数未定

(3) 審査方法

〈一次審査〉

スポーツ庁及び「私たちの“地域クラブ活動”フェス 2026」事務局において、上記審査基準に基づき、応募作品の中から、最終候補作品 5 点程度を選出する。また、最終候補作品以外の応募作品の中から、「奨励賞」に該当する作品を複数点選出する。

〈最終審査〉

「スポーツ庁長官賞」

：スポーツ庁長官等による審査により、最終候補作品の中から、特に優れた作品を選出する。

「自治体特別賞」

：最終候補作品のうち、「スポーツ庁長官賞」に該当しない作品の中から、各地方公共団体の部活動改革担当者による投票により、最も得票数の多い作品を選出する。

※実施時期及び方法の詳細は、別途連絡する。

「優秀賞」

：最終候補作品のうち、「スポーツ庁長官賞」及び「自治体特別賞」に該当しない作品をもってあてる。

(4) 審査結果

2027 年 1 月頃を目途に応募自治体へ通知するとともに、スポーツ庁公式 SNS・HP 等で公表予定。

(5) 表彰

「スポーツ庁長官賞」、「自治体特別賞」、「優秀賞」

：スポーツ庁長官等が、受賞自治体を訪問し、地域クラブ活動の視察や意見交換、表彰等を実施予定。後日、その模様をスポーツ庁公式 SNS・HP 等において発信予定。

※実施時期及び方法の詳細は、別途調整のうえ、受賞自治体に連絡する。

「奨励賞」

：受賞作品をスポーツ庁公式 SNS・HP 等において掲載・発信予定。

7. 動画作成要件

(1) 動画の内容

地域クラブ活動の魅力が伝わる動画であれば、内容は自由とする。

そのうえで、例えば次のような内容を含めることが考えられる。

- ① 活動の特徴や魅力（地域の人材や資源の活用など）
- ② 特に工夫している取組と、その取組を始めた背景
- ③ その取組を始めてからの変化（「新たな価値」など）
- ④ 生徒自身の感想やコメント など

※①～④の全てを動画に含める必要はない。また、①～④に当てはまらない内容を含めることを妨げるものではない。

※動画で伝えきれない内容については、応募フォームの「取組の紹介」欄に記載することも可能。

(2) 動画作成に当たっての要件

【必須要件】

- ・ 動画の長さは 30 秒～3 分以内とすること
 - ・ 動画の冒頭で、自治体名を文字表示すること
 - ・ BGM やイラスト、写真、効果音、フォント等を使用する場合は、必ずフリー素材または応募者自身が制作したものを使用すること
 - ・ 生成 AI の利用に関しては以下に従うこととし、利用する場合は応募フォームにて利用箇所（方法）・ツール名を申告すること
 - 撮影した動画の補正・修正等の補助的な編集^{*1}や、説明用イラスト・アイコン等の生成は可とする
- ^{*1}: 字幕・テロップの生成、画質・音質補正、個人情報保護のためのぼかしなど
- 実際の活動の様子や発言などについて事実と異なる印象を与える生成・追加・改変^{*2}や、第三者に著作権等が帰属しかつ必要な権利処理が行われていない文書や画像、イラスト等を読み込ませての生成は不可とする
- ^{*2}: 人物の表情・動作・発言や活動風景・内容等を事実と異なるものに変更する加工や、実際には行っていない発言・活動の生成、実写部分への人物・施設等の追加など

【推奨事項】

- ・ 動画は縦型（9:16 推奨）で作成すること（横型でも差し支えない）
- ・ 音声・映像は明瞭にすること
- ・ ユニバーサルデザインの観点から、字幕の付与やナレーションの追加を行うこと

※審査では、動画の見栄えではなく、活動や取組の内容を重視するため、過度に高度な撮影・編集を行う必要はない。

※推奨事項については、可能な範囲での対応を依頼するものであり、満たしていない項目がある場合にも、審査対象となる。

8. 留意事項

(1) 肖像権・出演同意について

人物を撮影する場合は、動画に出演する本人に対し、撮影及び使用について事前に同意を得ること。特に、未成年者については、保護者の同意も得ること。

※必要に応じて、スポーツ庁 HP からダウンロードできる「動画出演・肖像使用に関する許諾書（ひな型）」を活用すること。

スポーツ庁 HP： https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00037.html

※出演者以外の第三者の映り込みについて、十分注意すること。

(2) 著作権等について

応募動画は、実在する企業や人物、キャラクター、歌詞、楽曲、テキストなど第三者の著作権、著作隣接権、著作者人格権、商標権、プライバシーの権利、名誉、個人情報その他の権利を侵害しないものであること。

これら第三者に権利があるものを使う場合には、応募のために必要な権利処理およびスポーツ庁が応募作品を利用するために必要な許諾を、応募者の責任と費用において当該第三者から得ること。

応募作品に著作権、肖像権等第三者の権利侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、スポーツ庁ならびに事務局では対応しない。

(3) 撮影場所等について

撮影に当たっては、施設管理者等のルールを遵守し、必要な許可を得ること。

(4) 個人情報保護について

氏名や住所、電話番号など、個人が特定される掲示物等が映り込まないようにすること。

(5) 表現内容について

他者を傷つける表現、公序良俗に反する表現、特定の個人・団体を誹謗中傷する内容は禁止する。

9. 応募動画の使用について

応募者は、スポーツ庁及び応募自治体に対し、本企画及び関連施策の周知・広報等を目的として、応募動画を無償かつ非独占的に利用することを許諾するものとする。

また、本企画に関連する報道において、応募動画が報道機関（新聞、テレビ、雑誌、インターネットニュース等）に提供され、又は報道機関により使用される場合がある。

応募動画は、例えば次の媒体等で使用することがある。

- ・ スポーツ庁公式 SNS・HP
- ・ 本企画に係る報道発表資料、広報資料

- ・ イベント、説明会等における行政説明資料

※応募動画の作成を外部の業者等に発注する場合、本項目の内容について予め許諾を得ること。

10. 審査対象外となる主な場合

次のいずれかに該当する場合は、審査対象外となることがある。

- ・ 地方公共団体以外から応募された場合
- ・ 応募締切を過ぎて提出された場合
- ・ 動画の長さや形式が規定に適合しない場合
- ・ 応募フォームの記載内容に不備がある場合
- ・ 出演同意、著作権、肖像権、個人情報保護その他必要な確認事項が確認できない場合
- ・ 公序良俗に反する内容を含む場合
- ・ 政治活動や宗教活動に該当する内容や表現を含む場合
- ・ 特定企業や商品等の広告・宣伝にあたる場合（動画編集アプリ等が自動付与するロゴ等が大きく表示されたままの動画は、審査対象外となる場合がある）
- ・ 本企画の目的にそぐわない場合
- ・ その他、募集要項に定める要件を満たさない場合

※受賞決定後であっても、応募内容に虚偽があった場合、著作権・肖像権等に関する問題が判明した場合その他募集要項違反が認められた場合には、受賞を取り消すことがある。

11. 個人情報の取扱い

応募時にスポーツ庁が取得する個人情報は、応募内容の確認、受賞者の発表、各種問合せに関する確認・返答など、本企画の運営のために必要な連絡・調整を目的として使用する。

12. スケジュール（予定）

- ・ 募集開始：2026年10月1日（木）
- ・ 応募締切：2026年11月30日（月）正午
- ・ 審査期間：2026年12月～2027年1月
- ・ 結果通知：2027年1月頃
- ・ 表彰・公表：2027年2～3月頃

13. お問い合わせ先

「私たちの“地域クラブ活動”フェス 2026」事務局
電話： 03-6674-7044

メール： jpdt_jsa_sports@tohatsu.co.jp

受付時間： 平日 10 時～17 時